

第四十回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和三十七年二月六日(火曜日)

午前十一時十三分開会

委員の異動

二月二日委員中野文門君辞任につき、その補欠として山本米治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君  
理事 上林 忠次君  
荒木正三郎君  
永末 英一君  
市川 房枝君

委員

大谷 贊雄君  
木暮武太夫君  
田中 茂穂君  
林屋龜次郎君  
堀 未治君  
山本 米治君  
木村福八郎君  
平林 剛君  
原島 宏治君  
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宜実君  
大蔵省主税局長 村山 達雄君  
大蔵省銀行局長 大月 高君  
事務局側  
常任委員 坂入長太郎君  
会専門員

説明員

大蔵大臣官房 柏木 雄介君  
財務調査官  
大蔵省関税 武藤謙二郎君  
局総務課長

第五部 大蔵委員会會議録第四号

昭和三十七年二月六日【参議院】

本日の會議に付した案件

○昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開きます。

委員の異動について報告いたします。

二月二日付をもって中野文門君が委員を辞任され、その補欠として山本米治君が委員に選任されました。

○委員長(棚橋小虎君) これより、昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題とし、まず補足説明を聴取することといたします。村山主税局長。

○政府委員(村山達雄君) 補足説明を申し上げます。

この米穀の予約売り渡しの特例に関する法律案は例年出しておいでありますが、三十六年産米につきましても、すでに申告時期が近づいておりますので、これにつきまして昨年と同様なやり方によりまして、同じように課税の特例を認めようとするものでございます。

ただ、昨年と違います点は、それぞれ時期別格差のつく時期が、第一期でございますが、新潟県につきましまして、去年は九月末日までとなっております

ましたけれども、ことしは新潟県に限りまして十月五日まで石当たり八百円の時期別格差がつくことになってございます。これは御案内のように、新潟県はちょうどあのころ水害に見舞われまして、そのために第一期分の時期を延ばしているわけでございます。それと同じように、最後の第四期分でございますが、石当たり二百円の時期別格差のつく時期が、昨年でございます。と、十月末日で一せいに打ち切られていくわけでございますが、ことしは全国的に見舞いましたいろいろな風水害あるいは風のために、この時期を延ばしまして、十一月の四日まで四日間昨年より延ばしてあるわけでございます。これが昨年と変わった点の一つでございます。

もう一つ昨年と変わりましたのは、いわゆる等外米、規格外米につきましては、これは政府は買入れ入れますけれども、この場合は時期別格差はつきません。予約申し込み加算金の百円と、そのほかにこの減税の特典によりまして石当たり千円、これは総収入金額から引きますが、時期別格差がつきませんので、その分は税法上総収入金額から引かれませんから、引くことにはしていません、この点が昨年と変わっているわけでございます。

ついでに申し上げますと、昨年も実は等外米あるいは規格外米について買入れをいたしたわけでございますが、昨年のこれらの等外米の買入れの時期は、いずれも時期別格差のつかない十一月以降の買入れでございます。

す。したがって、特に法律でそのことをうたわなくても、事実上時期別格差のつかないときになっておりますので、特にその点をうたう必要はない。ことしは非常に作柄が悪いものでございますから、農林省ではすでに四回にわたってこの等外米、規格外米の品種、規格を告示で発表してございます。十月末以前に相当の数量の買入れがあるやに聞いておりますので、ことしはこの点についても手当てする必要があるというので、本法案の第二項におきましてそのことをうたっているわけでございます。

これらの点が例年と変わった点でございます。以上、簡単にございますが、補足説明を終わります。

○木村福八郎君 今、主税局長さんが例年やっている措置であって、三十六年産米については例年とおりのことなんですけれども、しかし、御承知のように、この特別措置についてはいろいろな問題があるわけですね。すでに政府は、これを米価に算入して農家に還元するという措置もとるといふ方針を政府は出しているわけですね。しかし、まあそれにもかかわらず、ずつとこういふ特別措置が続けられてきているのですが、基本的にどういふ考えで、この三十七年度もやっぱこれを続けていくのかどうか。税制調査会等でもしよつちゅう議論になるわけですね、御承知のように。政府は基本的にどういふ考えか。これは税の負担の公平の問題、そういう点あるいはまたこの法律のできた趣旨ですね、供出を促進する、そういう趣旨、こういうものもまた制定当時と違ってきているでしょう、米穀需給状況等も。その点について基本的にどういふふうにかかっているか、その点ひとつ伺いた

○政府委員(村山達雄君) 御案内のように、この制度は、昭和三十年産米以前に適用されました供出完遂金であるとか、超過供出の奨励金、その制度のあとを受けまして、昭和三十年産米から現在のような予約米減税制度になったわけでございます。その際、米の需給を円滑にするという趣旨のこの予約米制度に合わせまして、税法上におきましても何らかの措置を講ずる必要があるというのが、そもそも事柄の発足点でございます。現行のような制度をとったわけでございます。

の完り渡し農家数に對しましては三・六%くらいになってきておる。なるほど負担の軽減といふことは、考えようによりましては、それは米価の一部を補償するといふことも考えられないことではございませんが、現実に適用を受けるというところを見ますと、十三万戸くらい、二%くらいになっておる。はたしてこれが米価政策といえるかどうかという問題が一つござります。

まあこれはわれわれのほうでは単独法で出してござりますが、いわば租税特別措置的な考え方でござりますので、だんだんウェットが少なくなつた政策といふものが、税の負担の公平という点からして、ウェットが少なくなつたら廃止して、もっと必要な措置を打ち出すべきであるといふふうになつて、われわれは考へておるわけではござりませんが、一般の減税なんかはわれわれは中小所得者をねらつてやつておるわけではござりません。ことし、おそらく今後提案になります。住民税の相当大幅な減税がござりますが、主としてオプシヨン・ツウただし書き地域に適用されることになりまして、そういたしますと、業種といつたしましては、農業の方面に非常に大きく響く措置でござります。そういう効果のある措置に切りかえるべきではなからうかというの、政府の税制調査会における検討の結果であつたわけではござりませんが、いまして、政策効果が上がらなかつたものについては租税特別措置的なものは全部廃止すべきではなからうかといふことではござりません。ただ、それにいたしまして、一方国会で論議されまふやうないろいろな関係がござります。租税特別措置は農家に対して

非常に少ないんじゃないかといふやうな御議論、あるいは現実の問題として供米を円滑にさせるというやうなことからいましては、従前どおり提案いたしたい、こう思つておるわけではござりませんが、三十七年度産米以降の問題につきましては、それら両方の要請をよくにらみ合わせまして、さらに今後具体的に検討して参りたい、かやうに思つておるわけではござりません。

○木村善八郎君 これには直接関係がないのですが、三十七年度の減税措置によつて農家に対する減税措置、さつき住民税のオプシヨン・ツウただし書きのことを言われまされたが、しかし、県民税がふえるわけですね。これは地域によつていろいろ違ひのようです。必ずしも一律にそつちでないのですけれども、減税措置によつて農家の税負担といふものがどういふやうになるのか。

○政府委員(村山達雄君) これは国税と地方税、非常にその厚薄の点はござりますが、農家をねらつた措置として、いろいろ考へられるのでござりますが、まず第一に、国税におきましては、所得税、相続税、登録税、物品税の一部のやうなものがこれに該当してござります。それから、地方税におきましては、住民税を中心としたもので、さらに特別措置的なものとして不動産取得税、固定資産税、あるいは電気ガス税、こつちのやうなにつきます。それぞれそれらの分野におきまして、一般減税が農家に比重がかかるかといふことのほかに、それぞれの項目で農家に特例的な措置を設けておるわけではござりません。所得税で申しますと、今度

の減税、これは予約米の特例措置も含めて、改正前の納税人員と改正後の納税人員の点ではつきり出てくるわけではござりませんが、もしこれらの改正をしないとした場合には、農業の國稅の有資格者数は十九万二千人くらいと見込まれますが、これらの改正を行なつた後におきましては、現在のところ十七万一千人くらい、二万一千人くらいは失格すると思はれるわけでありまして、税額におきましても相当減ると思はれますが、それは税額におきましては、現行法で十一億七千六百万、改正法におきまして七億八千万程度でござりますので、四億圓くらい税額で減つてくる。これは一般改正だけでござりますが、そのほかに特例法による分といたしまして約六億圓くらい減取が出る。これは国税の面ではござりませんが、それから、相続税につきましては、これは一般的に基礎控除、遺産から引く基礎控除を改正してござりますが、現行法は百五十万プラス相続人の数に三十万かけた金額を引きます。相続人の数を五人といたしますと、百五十万と百五十万、合せて三百万の現行の遺産からの基礎控除額でござりますが、今度はその三十万を五十万に上げますので、大体四百萬くらいになります。その辺のねらいが農家の大体二町五反くらいの経営面積の人たちは相続税がかからないやうにといふあたりをねらつておるわけではござりません。これは直接農家だけに響くわけではござりませんが、これは比較的相続財産の低いところにおきまして、結果的には農家に響くところは相当大きい。

それから、登録税につきましても、農林中金の出します債券につきましても、登録税は現行千分の三でござりますが、これを千分の一・五に下げようとする措置を今後提案しようとする見込みでござります。

なお、物品税につきましても、農家に直接は関係ござりませんが、農家の畜産物を使つておるもので、たとえば乳酸飲料であるとか、あるいは同じジュースでありましても、農家の作つておる果実をよけい使ひ、果汁の、果実のウェットの高いものについては、減免の措置を講ずるといふやうな、税額ではたいしたことではござりませんが、そつちのやうな改訂をやつております。

なお、住民税につきましても、一番大きな問題は、ただし書き地域におきまして現在の扶養親族の控除額は、これは全額控除でござりますが、全国平均約三百二十圓と見込まれておるもので、今後六百圓くらいまで一挙に上げてしまおうといふことを考へておられます。なお、住民税について、課税所得七十万以下のものにつきまして相当程度税率を引き下げる予定になつておりますが、これは農家だけではござりませんが、全部に及ぶものと思はれます。ただし、これは実施時期は三十八年分の住民税からといふことになつておられます。

それから、不動産取得税等について、かつて問題になつておりました週刺入植のためにその後農家が離村する場合がござります。その跡地を残つておる人が買ひ取るというやうな事実がござりまして、その場合の不動産取得税をどうするかといふ問題がござります。昨年の因税の登録税の例にならまして、今年度は地方税の不動産取得税

においてもこれについては減免措置を講じていくといふことではござりません。その他、國の助成にかかる農業協同組合の共同施設の取得であるとかといふものにつきましても、同様の配慮が加えられておる。

それから、電気ガス税、これは農村のほうの負担が所得に比べて非常に重くなつておるといふことで、非常におつちではござりませんが、一〇%を九%に、一%下げるといふやうなことを一般的にやつておられます。ほかに農家の特定の施設で使ひ、協同組合だと思はれますが、協同組合の特定の施設に使用し、電気等につきましてもは軽減の措置を講じておる。

また、固定資産税につきましても、國の助成にかかるいろいろな近代化のための機械設備を取得した場合には、三年間、固定資産税の課税標準を二分の一にするといふやうな措置も地方税法において講ぜられんとおるわけでありまして、相当目ぼしいのは昨年やりましたので、こまかいところを拾いますと、農村方面に對する考慮が今年度の税制改正においても相当おられるといふやうに考へておるわけではござりません。

○木村善八郎君 この住民税のただし書きの税率のあれ、もうきまりましたか、成案を得たのですか、税率改正。○政府委員(村山達雄君) まだどの辺までかわかりませんが、最終決定をいたしましたといふやうにわれわれは聞いておられます。政府部内では。○木村善八郎君 そつちですか。そつちと、まだあれは法律案として出てきていませんね。

○政府委員(村山達雄君) それも詳細なこととはまだわかりません。あとで調べまして、お答え申し上げます。

○木村福八郎君 私、聞きたくつたのは、税制改正のときは、特に所得税ですが、さつき主税局長からお話があったように、農家においては納税の対象人員が非常に減つてきておるわけですね。そこで、減税という場合に、こまかいその他の、所得税以外の減税もお話がございましたが、金額としては非常にわずかだと思つたのです。決してそれが効果がないというわけではありませぬけれども、ですから、農家に対しては所得税減税のような場合には、多くの農家は均等しないということになるわけですね。そういう点、どうも私はちよつと割れ切れないのですが、その場合には何かほかの方法でそういう埋め合わせといつては変なですが、填補措置が必要でないかと思ふ、よく農家に聞くと、それは自民党の人なんかにとつては重要であるくらいです。減税々々といつて、たとえば税金の話に行つて、農家の人に、所得税を納めておる人どのくらいおられますかと、百人ぐらいおるところで、ある部落では、三、四人ぐらいしかいないと、こういうことが多々ありますね。そういう点は、減税をやる場合にどういうふうな考へておられるのですかね。農家にとつて減税措置がどういふ影響を及ぼすかといふことを今伺つたのですが、全体として金額からいくと少なくなつておるのだな。免税対象が少なくなつておるといふことがある。それから、予約米の特別措置につきましても、二割でしょう。大体農家の減

税によつて均等をされるという人は富農層じゃないですか。大体がそうじゃないですか。

○政府委員(村山達雄君) おっしゃるとおり、国税の面、特に所得税の面におきましては、かつて昭和二十四年は農家数で三百二十万戸課税になつておつたわけですね。その後シャッブの税制改正によりまして、大幅に減りました。その後の年度の減税によりまして、ことしの予算では、先ほど言いましたように、十七万一千人というところまで落ちたわけでございます。これらの人の納めておる税金も非常に、さう言つては何ですが、先ほど言つたように、八億くらいになるかと。所得税全体の数字から申しますと、これ五千億になんなんといつておる数字でございますから、したがって、今後所得税の減税によりまして農家の減税といふのが少なくなつておるといふことはやむを得ないであらうと思つたわけでございます。

問題は、おそらく一番大きな問題は住民税でございますが、住民税はまた住民税として負担分精神がございまして、応能課税のほりは国税で強く出ず。むしろ地方税におきましては、一般的に利益課税、同時に負担分の方に広い負担をしてもらつておるやうなのが基本的な精神になつておるから、勢いその住民税の課税対象が多いわけでありまして、住民税の今の予約減税を受ける農家数だけを見ましても、三十六年度の予算ベースで約百六十六万人程度と、予約減税を受ける農家はそれのくらいであると見込まれるわけでありまして、したがって、国税の所得税の納税人員に比べて非

常に多いといふことは一応いえるわけでございます。ただ、農家という場合、特に問題になるのは、本文とただし書きのバランスの問題だろつと思つたわけでございます。この点につきまして、われわれもただし書き地域の負担が本文地域に比べて重いという点は十分わかりました。さういふ点がございまして、今度思い切つた一思い切つたと申しまして、従来のわれわれの立場からいへば相当思い切つた減税案を出さうと思つておるわけでございます。

しかし、まあこの問題は、一方におきましてそれぞれの財政需要をどうまかなうかといふ問題がございまして、なかなかむずかしい問題であるかと。そこに税源配分といふやうな問題をかみ合せて参りまさんと、なかなか所期の目的も達せられないといふこととございまして、本年はさういふ点も考へまして、別途所得税、入場税、たばこ消費税、これらの税源配分をやりまして、それに対して平年度百五億の財源を増強しようといふものもこの辺でございまして、なかなか一挙に負担のバランスという問題からだけ、歳出面の考慮は抜きにして、負担のバランスという問題からだけつくりした形にするのは、一挙にはなかなかむずかしい。われわれとしましては、実行可能な限り、一歩々々前進して参りたいと、かように考へて、目下この問題と取っ組んでおるわけでございます。

○木村福八郎君 直接この特別措置と関連した質問でないもので、ちよつと恐縮ですが、あまり長い質問はいたしませんから……今地方税のことをおっしゃいましたが、この機会にお聞

きしたいのですが、住民税はただし書きを取れないのですかね。それが一つと、もう一つは、今度は県民税につきまして税率変えましたね、十三段階のやつをね。今〇・八から六・五まで累進で十三段階になつておるでしょ。それを二段階にしちゃいまして、百五十万以上は四割、百五十万以下は二割。さうすると、高額の人が非常に得しちゃうのですね。それから、低額の人が非常に損する。今まで〇・八でしよ。それが二割になるのですね。それから、上の人は今まで六・五でしよ。それが四割になつちゃうのですから。非常にそれが不公平になるでしよ。さういふ点、非常に今度の県民税の改正点、割れ切れないのですけれどもね。その二つの点についてちよつと伺つておきたいのですがね。

○政府委員(村山達雄君) まず、あとのほりの問題、税率調整、税源配分の問題に伴う税率調整の問題でございますが、現行は最低税率がおつしやるとおり〇・八、最高が、これは五千万円超でございますまして、五・六になつております。それで十三段階になつております。今度改正せんとするものは、百五十万円のところを切りまして、百五十万円以下二割、百五十万円超四割という率でございます。したがって、一番上と下で便宜見ますと、一番下のところでは一・二の増率に形式上なつてございまして、県民税の税額だけを見ますと、それから、上のほうでは五・六ですから、一・六の減率になつておるわけですね。実はこの分は、国税に、これは税源配分でございますので、国民の負担とは実際、理論としては関係せしめてはいかぬわ

けでございます。その分は所得税の税率において調整しておるわけでございます。同じ階級について申しますと、国税においてそのところでは、一・二の減率で足りるわけでございます。二の減率をしたわけでございます。最低のところ、現行所得税が一〇％になつております。それを八％に下げます。さういたしますと、〇・八だけ税率として下がるわけでございます。上のほうは一・六の地方税のほうで減率になつておりますが、その点は逆に上げてございまして、最高のところを五％上げておるわけでございます。現在最高が国税におきましては七〇％になつておりますが、最高七五％まで持つていく。そこは五％アップしております。途中の段階におきましても、それぞれ税率を幾らに持つていくといふふうになつておるわけでございます。そこは国民にとつては、税源配分によつて国税、地方税を通じては負担の増減なし。ただ、別途国税プロパーの減税をいたしまして、そのほかに税率の軽減をやつておるわけでございます。先ほど申しました二割下げ五割上げといふところは、実はその税率調整分と、税源配分の調整分の税率改正と減税分を含めた最後の答への差し引きの計算でございます。考へ方としましては、その中に税源配分と国税プロパーの減税に伴う税率の引き下げといふものを含めておるわけでございます。

なお、多少問題になりますのは、いづれまた御審議願うと思つておるわけですが、現在課税所得が違つたわけでございます。これらの率は、すべて地方税につきましても、国税についても、課税所得に

ついで計算されておるわけでございませぬ。ところで、所得税の課税所得と、それから地方税の課税所得は、御案内のように違います。地方税の課税所得は三十五年の所得税の課税所得によっておるわけでございまして、その後国税は進んで先に減税しております。したがって、地方税のほうには課税所得のほうがあくらくらんでおるわけでございませぬ。この点の調整は税率ではつきません。そこで、地方税のほうでは別途税額控除方式をそれらのものについては行なわんとするものでございませぬ。具体的に申しますと、たとえば配偶者控除の金額は二万円違ふ。それから、今の十五才以上の扶養親族の控除額は二万円違ふ。それから、白色申告者の専従者控除は二万円違ふ。所得金額、それから青色について四万円違ふ。そこで、一番税率の違つたところはどこかと申しますと、先ほどの〇・八から二というところが一番開いておるわけでございませぬ。この分は一・二上がつておりますので、その一・二をかけたければ一番最高を引いておるわけでございませぬ。一人当たりもしそういうものがありましたら、税額控除におきまして二万円に一・二をかけた数字、すなわち二百四十円を引く、すなわち青色申告は四万円違ふので四百八十円引く、それが一番地方税として増率になっておるところでございませぬが、その一・二を使つておれば、それは負担の増になるわけはないのでございまして、最高のところを税額控除方式によって調整しておる、こういう仕組みになっておるわけでございませぬ。

先ほどの最初のお話のただし書きの問題、これはわれわれもいたしまして、本文方式が大体国税の課税所得計算方式に大体のつとておられます。所得控除方式にのつとておるのでございませぬ。これはただし書きのほうは発足当時から税額控除方式になっております。その結果として、御案内のようになただし書きとしてある地域のほうが負担が重くなつておることは御指摘のとおりであります。ただ、これは地方自治の問題がございまして、それぞれ自治の観点に立つて、財政事情をにらみ合わせた上で現在の制度になっております。もちろん、その背景としましては、それらの団体の収入がどうなつておるか、財政事情がどうなつておるか、それらの点でこれらの制度が採用されたと思つて、とにかく負担がアンバランスになつておることは確かかのようにありますので、国としても今後機会を見まして、これらのアンバランスを是正する方向に極力持つて参りたいというふうに考えておるわけでございませぬ。

○木村禮八郎君 これは直接法案に關係ないからやめますけれども、大体その個人負担の關係についてはわかりました。地方財政になると非常に、私は最近地方を回つてみたんですが、私入場税が国税に返還されると、その穴埋めに、穴埋めといふか、その代償に県民税でやるのですが、地域によって非常に違ひますね。かえつてプラス、マイナス赤字になるところがだいたいあるんです。そういう調整をどうするか。どうも自治庁内では、最初交付税で見るとか言われておりますがね。そのア

ンバランスの点は、主税局のほうはどういうふうにお考えになつておりますか。それは御承知でしょう、地域によって。その点、どういふふうに理解したらいいでしょうか。

○政府委員(村山達雄君) これも今度提案いたします税源配分の際の一つの大きな課題でございまして、なるほど総額をいたしましては、所得税と入場税の引きかえ、これで総額では所得税が多い。そのほかに、たばこ消費税が県に一割、それから市町村に一割、これが約七十一億でございまして、合計すると百五億くらい平年度地方に増強になるといふこととございませぬが、地方団体別にどうなるかという問題でございませぬ。御案内のように、入場税は現在護身税でございまして、人口割で府県に返しておるわけでございませぬ。ただ、東京とかなんとかいう不交付団体には譲与してございませぬ。それだけに非常に徴税力は強い。一方、所得税のほうは不交付団体のほうも全部入るわけでございませぬ。

そこで、一つ考えられますが、それを是正する方法として考えるのは、一つが比例税でございませぬ。これは累進税率をもつていくよりも比例税率にしたほうが、同じ税額を上げる場合、不交付団体から交付団体に税がずつと流れるわけでございませぬが、これが一つの措置でございませぬ。

それから、その次に、別途出て参ると思つて、事業税のほうは現在、府県別に財源として分ける場合には従業員割で分けております。たとえば工場で何人おる、本店に何人おる、その人数割で本店の事業税がきまつてきますから、その総額を分けております。

その配分方法について相当合理的な方法をやろう。われわれ今聞いたところによりまして、製造業のある一定規模のもの、本店の人員については、一人と数えないで、適當の合理的な数字をかけた人数をやつておる。そうすることによって税制上も理由が立つことになつて、財源としては現在の分割よりも地方に流れるような措置を講ずる。それから、たばこ消費税につきましても、現在はそれぞれこの税源配分で一割ずつアップしますが……

○木村禮八郎君 一割ずつアップしますか。

○政府委員(村山達雄君) 率です。率でやりますが、御案内のように、現在のものは小売定価によって何割と、こういうことになつておるわけでございませぬ。現行で申しますと、市町村が一割、それから府県が八割になつておるわけでありませぬ。今度一割ずつ上がりますから、それぞれ一割、九割になるわけでありませぬ。総額はそれできまりますが、課税標準を同じような見地からいたしまして合理化していこう、価格によらないで一本当たりの本数によつて課税標準をきめていく。で、その算出の基礎は、その前年でもつて売り上げられた金額がございませぬから、その一本当たりの売上金額というのをはわかるわけでございませぬ。それを課税標準にするといふことはいたしませぬ。そうすると、現行でございませぬと、品種の高い高級たばこは都会でのもまれておるわけでございませぬ。下級品はいなかでのもれておるわけで、定価が違ひます。それぞれ同じように数量がふえたといつたしましても、価格の違ひでどうして都市のほうにたばこ消費税が流

場税、それから比較的地域的の偏在度の少ないば消費税、こういうものを税目としていただきまして、で、さらに先生御指摘になったような交付団体に赤字が出るんじゃないかというよりな点をも、先ほど申しました三つばかり措置を講じまして、そういうことのないようにという配慮が加えられておるわけでございます。

○木村八郎君 これはまた、あなたの方から税源配分の法律が出てきたときにちよつと伺いますが、たばこ消費税を本数にした場合、その基準価格はどういうふうにしてきめるのですか。

○政府委員(村山達雄君) いずれこれからは自治省のほうから詳細なあれがあると思いますが、われわれと相談したところでは、前年度実績によつて一本当たりの売上価格というものがきまつてくるわけでございます。たとえば、前年実績ですうと見ますと、品種はすつと高級に移つたとかいろいろなことはございまして、全体の売上金額割の本数でやりますと、課税標準が出るわけでございます。

○木村八郎君 専売公社の。○政府委員(村山達雄君) はあ、それを毎年々々改定していきまう。ですから、だんだん上がっていきますと、品種が上がりますと、毎年々々一本当たりの課税標準は上がってくる。その趨勢を織り込みたい、こういう方法でやつていこうというわけでございませう。

○荒木正三郎君 先ほど木村委員の質問の答弁で、予約米の減税措置ですね、これは政策的な効果はなくなつて、こういうふうな答弁だったのですけれども、やはり相当供出意欲を刺

激するといふ点では、効果がなくなつておるといふのは言い過ぎじゃないですか。来年はそういう制度をやめたいた、こういうお話のように聞いたのですが、それは若干疑問があると思ひます。

○政府委員(村山達雄君) まあなくならぬと申しませんが、先ほど申しましたように、非常に薄くなった。かつて設けられたときから比べますと、非常に適用農家数も少なくなつておるといふこと、まあ来年年度をどうするかという問題は、これからの検討だと申し上げたわけですが、税制的な考え方としては効果の多い方向に向かすべきでないかと、これは抽象論でございませうが、そういう角度も一方ございませうが、他方におきまして、ただいま先生おっしゃつたように、なるほど薄くなつたといつても、まだ相当じゃないか、こういう御議論がある。特に住民税を考へますと、住民税については相当の農家数になつておる。この辺の点を考へながら、いずれ来年年度も慎重に検討して参りたい。来年度はやめるとかやめないとか、今からもちろんいえないわけではございませうが、考慮する要素としてもそれは二方面のことがございませうので、慎重に検討して参りたい、かように申し上げたわけでございませう。

○荒木正三郎君 予約供出制度というものをとつて以上、やはりこういう制度は生きていないのじゃないですかね。これをやめてもいいという考へる根本には、予約供出制度の問題を検討するといふふうなことが含まれておるのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは予約供出制度をやめるかどうかといふのは、われわれはちよつとわかりかねます。わかりかねますが、ただ、こういうことはいえるのじゃないかと。ほんとうにこの予約供出制度、国の制度でやつておるわけですね。この制度に乗つておるほんとうの減税というものは、予約申し込み加算金です。それから今の時期別格差、これはまさにこの制度に乗つておる、制度のもとにおける追加払いでございます。これはこの制度をとる限り、それについても税制は歩調を合わせなければならぬといふことは、一応まあ別の考へもございませう。根本的に整理すべきだとかなんとかいふ考へはございませうが、一応是認できる。しかし、そのほか、この金額といふのは、実は去年平均して石当たり二百円。これは時期別格差がどう出るかわかりませんが、二百五十五円程度と見込まれておるわけでございます。そのほかに供出したものについては千四百引くわけでございます。これは実は予約制度と直接の関係はないわけでございます。もちろん、予約制度を機会にこの制度ができただけでございませうけれども、この予約制度との関連の度合いから申しますと、保有米とは違つたベースで特に評価としてそれだけ引くわけでございます。これはどうも関連からいふと、なるほど発生過程においては今度の予約米制度と一緒に発生した現行のものにおいて、この制度については同じく考へる場合においてもやはり比重の違いがあるのじゃないか、まあ率直に申しますと、そんな感じがするわけでございます。

○荒木正三郎君 この問題は額にして少ないし、またそれに該当する農家の戸数も少ないといふふうなことから、あるいは税制の考へ方からして、軽く見るといふ考へ方が相当多いと思ひます。けれども、社会党としてもこの国会で衆議院のほうでこれと同様な案を出しているわけですね。それはやはりこの問題を量の上から、あるいは税額の上から、あまり軽く見るといふことについては反対なんです、そういう立場から、今後この問題の処理については慎重にやつてもらいたいといふふうな思ひます。そういうことを要望して、この程度にいたしておきます。

○委員(棚橋小虎君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。○委員(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。○委員(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに御賛成の方は挙手を願ひます。○委員(棚橋小虎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續等につきましても、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。○委員(棚橋小虎君) 御異議ないと認め、さうに決定いたしました。

○委員(棚橋小虎君) 次に、保険業法の一部を改正する法律案を議題とし、補足説明を聴取することにいたします。○説明員(柏木雄介君) 保険業法の一部を改正する法律案につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

船舶保険料率に関する保険業者間の協定は、世界的に確立した慣行でございまして、英国を初めとする諸外国におきましては、保険業者の自主的な料率協定が行なわれております。すなわち、イギリスにおきましては、合同船舶保険委員会を中心とする多くの協定料率が、ロイズ及び保険会社を通ずる保険市場全体のものとして制定、順守されております。また、完備した独占禁止法体系を持つておりますアメリカにおきましては、一九二〇年の海運法によりまして、船舶保険を含む海上保険に対しては、独禁法の適用が除外されております。アメリカ船舶保険シンジケートを初め、若干のシンジケートが結成されまして、広く船舶保険全般にわたる協定が行なわれております。その他、ノルウェー、西ドイツ、フランス、イタリー等におきましても、いずれも船舶保険の料率協定が

第五部 大蔵委員会会議録第四号 昭和三十七年二月六日 【参議院】

維持されております。これらの各国内の事情は、船舶保険におきましては協定料率制が事業の性質上本来必要かつ合理的であることを示すものであらうと思ひます。

ところが、わが国におきましては、提案理由として御説明申し上げましたように、昭和二十六年の保険法の改正正当時は、わが国の船腹がまだまだ少なく、かつ、戦艦船、老船等の質の悪い船舶が多くて、保険の成績もよくなかつたために、船舶保険本来の姿であります協定料率制を採用することとなり、算定会料率を適用することになりました。今日に至つては、この算定会料率によりまして、協定料率と異なりまして、料率がどうしても一率包括的にならざるを得ませんので、各船主、各船舶の特色、特性を反映した、いわゆるきめの細かい料率の算出は困難であります。また、料率を左右する事情の変更や、新しいリスクの出現、料率の国際的動向に迅速、柔軟に対処することがとかく困難であるというやうな難点を伴うものでございます。もちろん、こゝろの難点は、船舶保険が国際性の強い特殊な企業保険でございまして、不特定多数の一般大衆または各種の事業を含む工業等に対する火災保険等とはおのずから性質を異にする特殊な分野であるというところに伴うものでございます。

このように、船舶保険の分野におきましては、本来算定会料率によることなく、むしろ諸外国の例にならまして協定料率制とすることが、保険業界、海運業界の双方にとりまして望ましいわけではございますが、このやうな

制度といたしますには、これまで海運業、保険業のそれぞれが相当の基礎を持つようになり、経費を重ねて参ることが必要であつたわけでありまして、この十年の間にわが国の船腹が新鋭船舶を中心に相当の拡充を見まして、しかも各船主、各船舶の特色、特性の事績も、相当期間にわたりました積み上げられたことによるのであります。また、個々別々でなく協定制をとりまして理由としましては、船舶保険におきましては、共同保険及び再保険による危険の分散がどうしても必要であります。協定によつて歩調をそろえませんが、その円滑な運営がきつめて困難でありますこと、また戦前におきまして、保険業者間の自由競争が行き過ぎまして、過当な料率引き下げ競争による弊害を招いたという事例がありますことなど、こゝろのことも船舶保険の一つの特色によるものと思ひます。

ところが、現在の保険法第十二条の三第一号のカッコ書きの規定によりまして、海上保険のうち船舶の料率だけにつきましては、共同行為ができなくなつておりますので、今回このカッコ書きの規定を削除し、共同行為ができるやうに改正する必要があるわけでありまして、以上、簡単であります。補足説明をさせていただきます。

○委員長(棚橋小虎君) では、次に、関税法の一部を改正する法律案を議題とし、補足説明を聴取することといたします。

○説明員(武藤謙二郎君) 関税法の一部改正の法案でございますが、内容は、鹿兒島空港を税関空港に改め、水島港を開港に追加すると、それだけの内容でございます。で、関税法では、開港は関税法の別表第一に掲げる、それから税関空港は別表第二に掲げる、こゝろのようになっておりますので、別表第一と第二に水島と鹿兒島を追加する、そゝろのよう内容でございます。で、水島港につきましては、昨年非常に外国貿易が伸張いたしましたので、設備その他を考へまして、これを開港に追加することが適當である、そゝろ考へて追加しようとするものでございます。

それから、鹿兒島空港につきましては、昨年の九月から沖繩との間に定期空路が開けましたので、これを税関空港に追加しよう、そゝろのよう内容でございます。簡単であります。これで補足説明を終ります。

○木村福八郎君 資料要求。この機会に資料要求したいのですが、主税局長さんおられますか。国税通則法につきましてね、もう成案ができましたか、それが一つですね。成案できたら、いつごろ配付してもらへるか、それが第一ですね。それから、国税通則法に關連して、その各税法はまた変わつてくるわけですね。で、国税通則法の制定による各税法の改正、各税法別に、その点ですね。それと、この地方税法の改正があるわけですね、通則法関係で地方税法の、この点……。それからもう一つ、今般一応印紙税法と相続税法と通行税法が出てきています。この中でどうも通則法の制定に關連するやうな箇所が、非常に罰則規定において見える。人格なき社団の規

定が入つてきていますので、ここに新しく、これは通則法の関係はどうなんでしょうか、その点。

○政府委員(村山達雄君) 逐次お答え申し上げます。通則法は、まあその法律の性質上、各税法ができてきませんと、なかなかできないという問題が一つございまして、それと同時に、各税法もまた通則法を見ないとわからないところがあるわけでございます。これは作業の順序でございますが、各税法は本日も閣議で全部かかつて、多分通過したと思ひますが、したがひまして、これから通則法も、これはもう何回かやつておりますが、最後の固めにこれから入ろうとするわけでございます。今後一週間ないし十日以内には提出したいというふうに、これから極力まあ馬力をかけるつもりでございます。

それから、各税法の改正案がまあ出て参りますが、そのうち通則法の改正がある程度前提にしたものもございまして、これはまあほとんどは形の上なんではないかと、そゝろのようもございまして、たゞ、物品税を今度全面改正するわけでございます。この点はもう大体通則法を前提にして書かれておる点が多かろうと思ひます。

○木村福八郎君 それは今度申告になるわけですね、申告になる。そゝろの点は出ています。

○政府委員(村山達雄君) まあ通則法は、どの税金は申告納税にするというやうなことは書いてございまして、たとへば、課税方式というものは、申告納税制度と賦課課税方式でございます。申告方式というものは、こゝろ

方法によつて申告し納める税金でございます。賦課課税方式というものはこゝろのやうなものでございまして、こゝろまで書いて、各税法で、自分の税は、その課税方式については申告納税制度をとるか、あるいは賦課課税方式によるのか、あるは、その方式は通則法で定める方式でございます。こゝろのやうな形を予定しているわけでございます。で、なお、むづかしい問題でございます。まして、通則法に伴つて各税法を直した分野もございまして、この点につきましては、やはり通則法の制定に伴つて各税法の整理に關する法律という、ちよと、この前三十四年でございますが、国税徴収法の全文改正をいたしましたときに、その制定に伴つて各税法を整理いたしました。あれと同じやうな整理法が一部出ると思つております。

それから、地方税法でございますが、これは自治省におきまして国税に關する通則法が固まりまして、大体これを模範といたしまして、地方税の通則法を設けるやに聞いておるわけでございます。

○木村福八郎君 それは地方税の改正ということになるのですか。それとも、別に地方税の通則法として出るのであるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 法律の形はどうなりますか、また聞いておられますが、おそろく地方税の通則法ということが出てくるのじゃないかと思ひます。あるいはこゝろに合いますかどうですかわかりませんが、大体われわれ聞きましては、国税の方で通則法ができたなら、それを範として地方税に、まあ特殊なものがござい

ます。



から、それらの点を織り込んで地方税の通則法を定めたいというつもりであるというふうに聞いております。

それから、今まで出ました、すでに提案になりました印紙税、登録税、それから通行税でございます。これは通則法と関係する部分はまだ非常に少のうございますが、御指摘の、いわゆる人格なき社団というところは、通則法で人格なき社団については、各税法でその特別の定めのある場合のほかは法人とみなす。個人か法人か、どちらかとおっしゃいますから、これは法人と見る。特に個人と見る必要があるのならば、それぞれの税法においてその旨を書きます。こういふ趣旨のことを通則法で書いていく予定でございます。それだけを受けて、あとの改正が行なわれております。したがって……

○木村禮八郎君 これはやはり通則法の人格なき社団の規定を受けて、今の三つのものがすべてに出てきている、両罰規定によって……

○政府委員(村山達雄君) 両罰規定のところは直接関係はございません。そこは各税法の改正だろうと思っております。ただ、あそこで初めから人格なき社団は法人と考えて書いてあるわけでございます。その点が通則法を受けているというわけでございます。両罰規定そのものは、両罰規定のやり方、その内容、それはそれぞれの各税法に出て参るわけでありまして、これは印紙税、登録税、通行税のみならず、すべて先ほど申しました個人とみなす以外の税金につきましては、すべて同じような条文が入って参るわけでございます。各税法に。

○政府委員(村山達雄君) 法人と見る通則法を受けているわけでしょう、一応。○政府委員(村山達雄君) 法人と見るという限度において通則法を前提にしておるわけですか。

○木村禮八郎君 それから、しかし刑事訴訟法の適用なんかもこれに入っておりますよ。

○政府委員(村山達雄君) はい。○木村禮八郎君 そうなると、内容についても違ってくるのじゃないですか。だから、通則法の内容も受けているのじゃないですか。

○政府委員(村山達雄君) ですから、何と申しますか、これはずっと関連はございます。直接通則法を受けているところは通則法で人格なき社団は法人と見るというところをびしゃつと受けて、あと法人とする結果、どういふことに両罰規定がなりますか。それから、刑事訴訟法上その代表する者はだれでございますかというふうな問題でございます。それぞれ各税法できめていきます。しかし、それは通則法を前提にして、それが法人であるという建前でできておる、それだけの関連があるわけでございます。

○木村禮八郎君 それから、何か大蔵省で通則法の審議経過を記録したものがあつたに聞いていますか。それが、いろいろのことはございますか。それから、通則法の解説みたいなものがございますしたら、配付していただきたいのです。

○政府委員(村山達雄君) これはある。これは御案内かと思つて、三年間にわたりまして、各学界、それから関係官庁の人たちに入つていただきました。

て、この通則法に関する事項を討議していただいたわけでございます。それに基づき答申が、昨年の六月でございます。また、出てございます。ただ、その中にも非常に方向として研究に値する問題があつたわけですが、いよいよ実定法に移る場合になりますと、いろいろ考えさせられる点がございます。今後、今後の客観情勢の成熟とか、あるいはさらに具体ケースを考えなければいかぬという問題、あるいは現在の租税法主義とどう結びつくかというふうな問題、いろいろ問題がございます。とにかく今後の研究に残すとしたものが相当多々ございます。したがって、今度の政府提案では、そういう事項を除きまして、さしあたり種々の観点から急を要すると思われれる問題、しかもその改正は納得者の原則として利益になるとか、あるいは物事を明確にするとか、私法との関係をはっきりさせる、こういうふうな問題に限って提案してございます。ですから、今の答申と政府提案になつていものが、どういふ項目で、なぜ答申の一部を削除したかというふうなものを書いたものはございますので、そういうものを場合によりましたら差し上げたいと思つております。

○木村禮八郎君 その審議経過に関する記録です。それはありますか。○政府委員(村山達雄君) 今度提案される通則法は、これを実施に移す場合に、今までの研究成果の中で、これを取り入れて実施すべきものもあるし、もつと研究を要するものもある。それで、今法案に取り入れた部分についての説明とか、そういうものの資料をお出し下さると言われるけれども、

○政府委員(村山達雄君) 今度の答申の中に審議経過が取りまとめられて書いてございます。いろいろな説があつたといふ……いろいろな説を、要約して三つか四つ、いろいろな考え方があつた。それらが全部出ておるわけでございます。最後の答申に見ていただければ、審議の経過の概要を整理したものがおわかりになるのじゃないかと思つております。

○木村禮八郎君 別に審議経過……○政府委員(村山達雄君) 審議経過といふものはございます。三年間やつておられますから、膨大な資料になるわけでございます。

○木村禮八郎君 必要ときは見せてもらえませんか。

○政府委員(村山達雄君) はい。○木村禮八郎君 それじゃ、一応答申ですか、答申に整理した……それじゃ、さつき御説明になつた資料をひとつ配付していただきたい。その膨大な資料は、要求しても無理ですから、それは仕方がございません。そのほかの資料を……

○政府委員(村山達雄君) 承知しました。○委員長(棚橋小虎君) 本日はこれにて散会いたします。午後零時十九分散会

二月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十六年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

二月二日本委員会に左に案件を付託された。

一、予約米減税措置廃止反対に関する請願(第八二二号)

一、嗜好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(第八七三号)

第八二二号 昭和三十一年一月二十二日受理

予約米減税措置廃止反対に関する請願 請願者 新潟県議會議長 佐伯 利作

紹介議員 小柳 牧衛君

昭和三十一年度の税制改正にあたり、これまで実施されてきた予約米減税措置が廃止されるとの意向が伝えられて、農業所得のほか地方税は負担増となり、早場米地帯の農家経済に重大な影響をもたらすばかりか、予約制度の円滑な推進を図る上にも支障となることが憂慮されるから、昭和三十一年度においても予約米減税措置を存続せられたいとの請願。

第八七三号 昭和三十一年一月二十四日受理

嗜好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

請願者 徳島市二軒屋町一ノ二 九井上食品有限会社

内 井上虎一外十九名

紹介議員 三木與吉郎君

現行物品税法によると、嗜好飲料(酒精飲料、清涼飲料、炭酸飲料、果実飲料、乳性飲料)、茶、コーヒー、

七

第五節 大蔵委員会会議録第四号

昭和三十一年二月六日【参議院】

七

「コリア等」原料課税「牛乳、菓子、水あめ、氷水、果実等」のうち、清涼飲料のみ課税されており、その課税取扱い措置もきわめて複雑、不均衡である。また、清涼飲料業者は、大部分が零細業者であり、かつ現在中小企業団体法による調整事業を実施中であるから、当業界育成のために、同法の課税物品表中の第二種四十五「嗜好飲料」と第三種三清涼飲料の物品税を廃止せられたとの請願。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

外国為替銀行法の一部を改正する法律案

外国為替銀行法の一部を改正する法律案

外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の七條を加える。

（債券の発行）  
第九條の二 外国為替銀行は、資本及び準備金（利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。）の合計金額の五倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

（債券の借換発行の場合の特例）  
第九條の三 外国為替銀行は、その発行した債券の借換えのため、一時前條に規定する限度をこえて債券を発行することができる。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。

（債券発行の届出）

第九條の四 外国為替銀行は、債券を発行しようとするときは、そのつど、その金額及び条件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十八條（既存の社債に未払込みのある場合の社債発行の制限）の規定は、外国為替銀行が債券を発行する場合については適用しない。

（債券の発行方法、登記等）

第九條の五 外国為替銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2 外国為替銀行の発行する債券は、無記名とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3 外国為替銀行は、債券を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

4 前項の場合においては、社債申込証を作成を要しない。

5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 外国為替銀行の商号
- 二 債券の券面金額
- 三 債券の利率
- 四 債券償還の方法及び期限
- 五 債券の番号

6 商法第三百五十五條第一項（社債の登記）の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

7 外国為替銀行は、売出しの方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

- 一 売出期間
- 二 債券の総額
- 三 数回に分けて債券の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期
- 四 債券発行の価額又はその最低価額
- 五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8 外国為替銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

9 外国為替銀行が発行する債券の登記については、その総額（総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下次項において同じ。）を登記すれば足りる。

10 外国為替銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。ただし、その総額の

償還があつたときはその登記をし、かつ、毎年三月末におけるその償還を終わらない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

11 売出しの方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第九十一條第二項第二号（社債の申込み及び引受けを証する書面）の書面に代え、左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 売出期間内における売上総額を証する書面
- 二 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

12 第九項及び第十項の規定は、外国為替銀行がその目的を変更して他の業務を営む会社として存続する場合又は外国為替銀行でない会社が合併若しくは營業の譲受けにより外国為替銀行の債券を承継した場合において、第九項の規定により登記した債券について準用する。

（債券の消滅時効）  
第九條の六 外国為替銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。  
（通貨及証券模造取締法の準用）  
第九條の七 通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）

は、外国為替銀行が発行する債券の模造について準用する。  
（合併異議の催告）  
第九條の八 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第一百零五條第一項（合併異議の公告及び催告）の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者又は預金者に対してはすることを要しない。

第十條第一項中「以上同じ。」を「以下この条において同じ。」に改め、同條第三項中「転移」を「転移等」に改め、同條の次に次の一條を加える。  
（他業会社への転移等）  
第十條の二 外国為替銀行がその目的を変更して他の業務を営む銀行以外の会社として存続する場合において、従前の債券及び預金の債務が残存するときは、大蔵大臣は、その債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金者の保護を図るため必要な範囲において、資産の管理若しくは運用につき命令をすることができる。  
合併により外国為替銀行及び銀行以外の会社が外国為替銀行の債券及び預金の債務を承継した場合も、また同様とする。

2 銀行法第二十條（報告）及び第二十一條（検査）の規定は、前項に規定する場合において、外国為替銀行に係る債券及び預金の債務を完済するまで、外国為替銀行の業務を営んでいた会社並びに外国為替



銀行の債券及び預金の債務を承継した会社について準用する。

第十一条前段中「第五条(他業の禁止)」の下に、「第十五条(合併異議の催告)」を、「第十七条(貯蓄銀行との合併)」の下に、「第二十六条(他業会社への転移等)」を加え、同条後段を削る。

第十六条第四号中「第七条第三項」の下に「若しくは第十条の第二項」を加え、「第二十六条第一項(他業会社への転移)」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号ただし書中「長期信用銀行法」の下に「若ハ外国為替銀行法」を加える。

昭和三十七年二月九日印刷

昭和三十七年二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局